

へきけんニュース

ホームページ http://www.hokkyodai.ac.jp/edu_center_remoteplace/
メールアドレス kus-hekiken@j.hokkyodai.ac.jp
☎ 0154-44-3291 FAX 0154-44-3292



知っていますか？

日本の小規模特認校制度は、北海道から始まったこと...

小規模特認校制度について研究された 久保富三夫先生の論文をご紹介します

北海道教育大学 へき地・小規模校教育研究センター

小規模特認校制度は、恵まれた自然環境と少人数での特色ある教育を掲げ、昭和52年4月に札幌市にある盤溪・有明・駒岡小学校で始まりました。

この度、和歌山大学名誉教授の久保富三夫先生が、小規模特認校制度について研究した論文を、当センターにお寄せくださいました。この論文はへき地校にも関連するものですので、久保先生よりご了承いただき、一部をご紹介します。論文の全文については、以下のURLに掲載されております。当センターHPからも参照できますので、ぜひご覧ください。

「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」

<http://www.lib.tezuka-gu.ac.jp/kiyo/nTEZUKAYAMAGAKUIN-UNI/n17PDF/n17Kubo.pdf>

「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究（そのⅡ）」

http://www.ritsumeit.ac.jp/kyoshoku/kankobutu/file/kiyo_special/06.pdf



ご紹介（久保富三夫先生のご挨拶）

和歌山大学勤務（2008～14年度）の時に、初めて「へき地・複式教育実習」を通して小規模校の教育力に注目しました。しかし、同時にその小規模校が消えていくことに強い危機感を覚えました。

そこで、科研費（挑戦的萌芽研究）による「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」に取り組み、そのまとめが同名論文（『人間科学部研究年報』第17号、帝塚山学院大学、2015年12月）です。次に、地域住民の学校教育活動への参加に焦点をあてた論文が「そのⅡ」（『立命館教職教育研究』特別号、2016年2月）であり、今は「小規模特認校における学校運営協議会設置の有効性に関する研究」（基盤研究（C））を進めています。



和歌山大学
久保 富三夫 名誉教授

「小規模特認校制度の教育的意義と

その実現のための要件に関する研究」

和歌山大学名誉教授 久保 富三夫

はじめに

全国的な少子化と農山漁村地域を中心とした過疎化が進行する中で、長い歴史を持ち、地域の子どもたちの学びの場であり、地域住民の文化センター・地域づくりの拠点としての役割を果たしてきた小・中学校が次々と統廃合されている。そのような情勢の中で、近年、学区外の同一市町村内全域から児童生徒を受け入れる制度、いわゆる小規模特認校制度が各地で導入されている。

同制度は、1977年に札幌市において、「生徒数が減少して廃校の危機にあった札幌市郊外の山間部へき地小規模校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に応え、併せて、自然豊かな小規模校への通学を希望する市街地児童生徒（親）に応えるために、札幌市教育委員会が校区外通学と小規模性保持という特別な許可を与えて、盤溪、駒岡、有明の3小学校で始まった制度」¹⁾である。その後、21世紀に入ってから小規模校を地域に存続させることを主たる目的として広がり、2003年度の門脇正俊による調査では26県・241校（小：216校、中：25校）での導入が把握されている。

しかし、同制度は法規に明定されたものではなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち、「小規模」校²⁾において採用されている制度の通称である。したがって、文部科学省はもちろん都道府県教育委員会においてもその所在が正確に把握されているわけではない。また、かならずしも「小規模特認校」という呼称を用いているわけではなく、「自然いっぱいオープンすくうる」（秋田市）や「生き生き体験オープンスクール制度」（広島市）、「海っ子山っ子スクール～小規模特別転入学制度～」(福岡市)などさまざまである。

【教育的意義】

第一に、小規模校が廃校にならずに地域に存続することにより、小規模校・少人数学級（20名以内）での豊かな学びの機会を校区の子どもたちに保障することである。訪問調査での校長のお話では、1学級15名くらいの人数が、学力保障と集団生活の面での支持が最も高かった。

第二に、極小規模校あるいは極小規模化しつつある学校に特認児童生徒が入学・転入学することにより、小規模校・少人数学級でありながら、かつ集団としての「最低規模」を確保することができる。あるいは、複式学級編制が解消され、学年単級編制が可能になる。ただし、複式学級については、これを単純に否定的に見ることは避けたい。ある条件のもとでは、高い教育力を発揮することもあると考えている。

第三に、学校を舞台とした地域住民・保護者相互（地域住民間・保護者間も）の交流の場が確保されることである。運動会や学芸会、入学式・卒業式などの学校行事や次の「第四に」で述べるような農業体験を始めとした様々な体験活動、教育活動の企画・実行、そして、登下校時の安全確保の活動等を通じた地域住民と保護者（とくに特認利用の保護者）の共同の場としての学校が確保される。

対して、制度を導入している学校では、まず、導入に至る過程の中で地域住民による「〇〇学校の未来を考える会」等が結成され、その運動の中で「地域の学校」「自分たちの学校」意識がさらに強化される。そして、制度発足後は、特認制度利用者を増加させるために魅力ある教育課程・教育活動の創出が求められ、それを担う地域ぐるみの高度の取り組みが必要となるのである。それができない場合には（地域住民の全面的協力を得られない教育活動では）、小規模特認校制度導入により一時的には児童生徒数が増加しても、それを中長期にわたって持続することは困難である。

第五に、これら「第一」から「第四」のことにより、通常の小規模校が持っている教育力をさらに豊かにし、そこで学ぶ子どもたち（校区内外の児童生徒）の成長（学力保障と人間形成）に寄与することである。

第六に、これは、教育的意義として位置付けることが適切かどうかについては、なお検討しなければならないが（すべての子どもと保護者に制度が開かれているかという点で）、大規模校では「不適応」を起こしていた子ども、あるいは生き生きとした学校生活を送ることができていなかった子どもが、特認制度を利用することによって自己肯定観を高め、学力を向上させ、人間的にも成長を遂げた事実がたくさん存在することである。そして、特認制度を利用した保護者の成長の事実も見られる。

【註】

- (1) 門脇正俊北海道教育大学名誉教授「小規模特認校制度の意義、実施状況、課題」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第55巻第2号、2005年2月、35～36頁。
- (2) その規模に明確な基準はない。小論では、小学校、中学校ともに、2010年度において在籍数240名以下の学校<当時の学級編制の標準である40名×6学級>を「小規模校」とした。小学校では各学年単学級、または、一部の学年では2学級の学校、中学校の場合には、各学年2学級の学校が「小規模」の上限になると考えた。
- (3) 自然観察、野外活動、歴史・文化財探訪、農業、炭焼き、伝統工芸、伝統芸能、祭り、などの体験的活動の対象・場の確保・掘り起こしと、そこでの地域住民の指導・運営への積極的参画。

「小規模特認校制度の教育的意義と その実現のための要件に関する研究（そのⅡ） ～地域住民の学校教育活動への参加と地域振興の視点から～」

小規模特認校制度とは

2014年度公立小・中学校在籍児童・生徒数は、2010年度のそれに比して、95.7%（小：94.4%、中：98.7%）であり、全国的に学齢児童・生徒数は減少している。とりわけ、過疎化が進行する農山漁村地域における児童・生徒数の減少は著しく、長い歴史を持ち、地域の子どもの学びの場であり、また、地域住民の文化センター・地域づくりの拠点としての役割を果たしてきた小・中学校が次々と統廃合されている。このことは学校教育の問題にとどまらず、地域の過疎化のさらなる進行、地域社会の衰退を招くものとして危惧される。

また、財務省関係からの圧力も要因となって、2015年1月には、文部科学省が新たな指針「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」を公表した¹⁾。これは、従来の通学距離（小：4キロメートル、中：6キロメートル）ではなく、通学時間（小・中学校とも1時間以内）を統廃合の新たな基準とするものである。この新基準により、1学年1学級以下、とくに全校5学級以下の小規模校の統廃合が加速していくものと推測される²⁾。

そのような情勢の中で、近年、学区以外の市町村内全域から児童生徒を受け入れる制度、いわゆる小規模特認校制度が各地で導入されている。

同制度は、主に、21世紀に入ってから学校選択制（公立小・中学校の通学制度の弾力化）の中で拡大してきたものであるが、制度発祥の歴史は1977年度にさかのぼる。この年、札幌市において、「生徒数が減少して廃校の危機にあった札幌市郊外の山間部へき地小規模校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に応え、併せて、自然豊かな小規模校への通学を希望する市街地児童生徒（親）に応えるために、札幌市教育委員会が校区外通学と小規模性保持という特別な許可を与えて、盤溪、駒岡、有明の3小学校で始まった」（門脇2005：35-36）とされている。その後、21世紀に入ってから、通学区域の弾力化の中で、小規模校を地域に存続させることを主たる目的として広がり、門脇正俊による2003年度の調査では26県・241校（小：216校、中：25校）において制度の導入が把握されている（門脇2005：41）。

しかし、文部科学省はもちろん都道府県教育委員会においてもその所在が正確に把握されているわけではない。なぜなら、同制度は法規に明定されたものではなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち「小規模」校³⁾において採用されている制度の通称であるからである。また、必ずしも「小規模特認校」という呼称を用いているわけではない。「自然いっぱいオープンすくうる」（秋田市）や「生き生き体験オープンスクール制度」（広島市）、「海っ子山っ子スクール～小規模特別転入学制度～」(福岡市)などさまざまである。その点から、小論で述べる小規模特認校の所在はあくまで暫定的なものであることに留意されたい。

【註】

- 1) 2015年1月17日付文部科学省事務次官通知は、学校統廃合に関する文部科学省（文部省）方針としては、1956年11月17日付の事務次官通達、1973年9月2日付初等中等局長、管理局長通達について戦後3度目となる。
- 2) 文部科学省「少子化に対応した活力ある学校づくりに関する参考資料」（註（1）の事務次官通知の別添資料3）によると、全国の5学級以下の学校は、小学校では12.8%、中学校では21.6%（いずれも2013年度）である。
- 3) その規模に明確な基準はない。筆者は、小学校、中学校ともに、2010年度において在籍数240名以下の学校<当時の学級編制の標準である40名×6学級>を「小規模校」とした。小学校では各学年単学級、または、一部の学年では2学級の学校、中学校の場合には、各学年2学級の学校が「小規模」の上限になると考えた。